

月報

いしのまき

平成29年12月号

ハローワーク石巻
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
TEL 0225-95-0158
FAX 0225-22-2442

一般職業紹介状況(29年10月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.79倍となり、前年同月比では0.10ポイント下回り、前月比では0.07ポイント上回りました。

【求人のおよす】

○ 新規求人数は1,936人で、前年同月比で2.3%減(前年同月差46人減)、前月比で、1.5%増(前月差28人増)となりました。

新規求人数を主な産業別で見ると、製造業が301人で、前年同月比で8.7%増(前年同月差24人増)、医療・福祉が392人で、同25.6%増(同80人増)、サービス業が296人で、同24.9%増(同59人増)となりました。

一方、建設業が323人で、同20.2%減(同82人減)、卸売業・小売業が207人で、同9.2%減(同21人減)、宿泊業・飲食サービス業が115人で、同12.2%減(同16人減)となりました。

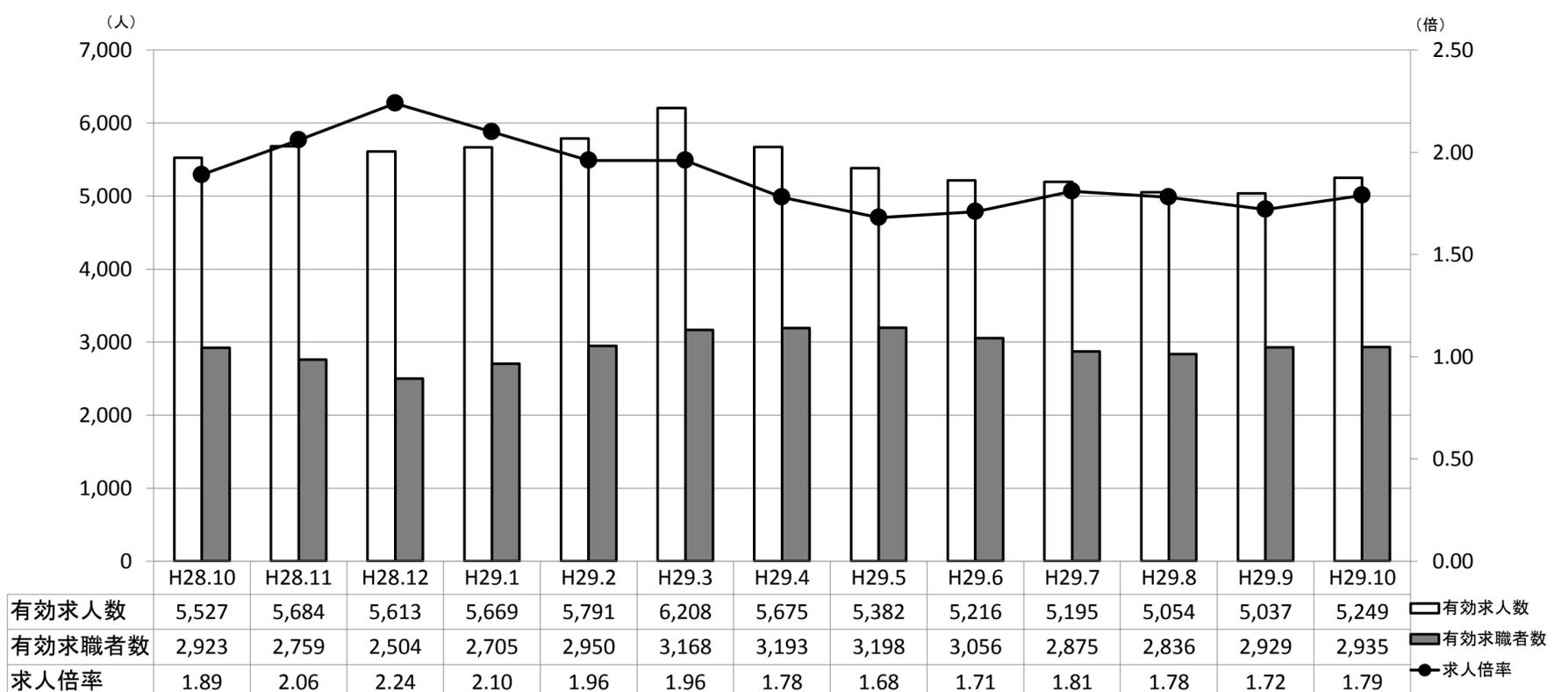
○ 月間有効求人数は5,249人で、前年同月比で5.0%減(前年同月差278人減)、前月比で4.2%増(前月差212人増)となりました。

【求職のおよす】

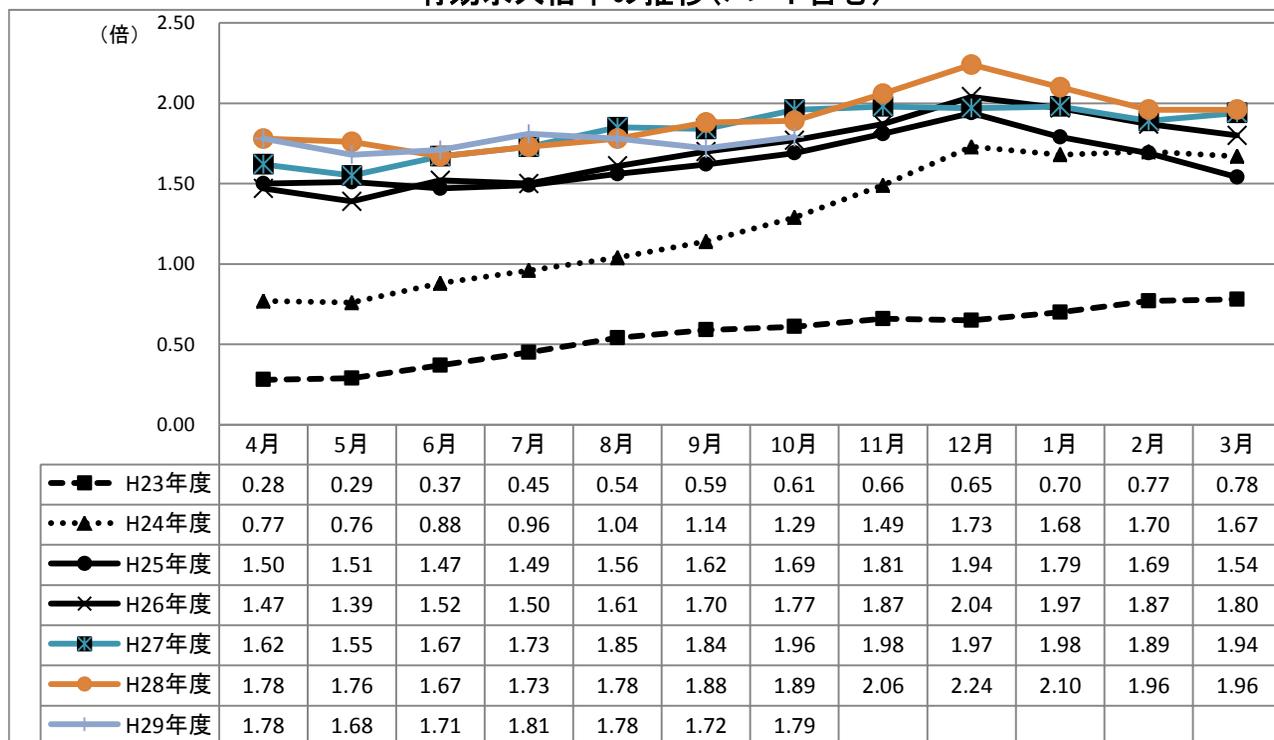
○ 新規求職者数は796人で、前年同月比で3.6%増(前年同月差28人増)、前月比で2.9%減(前月差24人減)となりました。

○ 月間有効求職者数は2,935人で、前年同月比で0.4%増(前年同月差12人増)、前月比で0.2%増(前月差6人増)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,570人で53.5%、45歳以上54歳以下は571人で19.5%、55歳以上は794人で27.1%となっています。



有効求人倍率の推移(パート含む)



一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	1,936	*	*	1.5	▲ 2.3
月間有効求人数	5,249	*	*	4.2	▲ 5.0
新規求職者数	796	370	426	▲ 2.9	3.6
うち(保)	169	65	104	5.0	▲ 4.0
月間有効求職者数	2,935	1,332	1,597	0.2	0.4
うち(保)	988	381	606	▲ 2.1	▲ 1.1
求人倍率					
新規	2.43	*	*	0.10P	▲0.15P
有効	1.79	*	*	0.07P	▲0.10P
紹介件数	1,142	578	564	0.9	▲ 6.3
うち(保)	238	121	117	15.0	1.3
就職件数	389	178	211	▲ 3.0	▲ 5.1
うち(保)	82	36	46	▲ 9.9	▲ 18.0
新規就職率	48.9	48.1	49.5	0.0P	▲4.5P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	21	7	14	0.0	31.3
新規登録者数	12	6	6	33.3	50.0
就職件数	19	3	16	111.1	18.8
月末現在有効求職者数	350	118	232	▲ 2.8	13.3

雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
事業所関係	新規適用事業所数	14	*	*	27.3	▲ 22.2
	廃止事業所数	5	*	*	▲ 86.1	25.0
	月末現在事業所数	4,137	*	*	0.2	2.2
被保険者関係	資格取得者数	755	386	369	12.2	14.0
	資格喪失者数	697	380	317	0.4	10.6
	離職票交付件数	430	*	*	▲ 2.5	7.8
	月末現在被保険者数	46,283	27,318	18,965	0.1	3.6
給付金関係	受給資格決定数	202	82	120	8.6	▲ 2.4
	一般給付受給者数	647	235	412	3.0	3.4
	一般給付金額	74,846	31,166	43,680	11.0	14.5
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	▲ 100.0
	個別延長給付金額	0	0	0	-	▲ 100.0

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

宮城労働局メールマガジンのご案内

宮城労働局では、労働関係・人事労務関係の最新情報を最速でお届けするメールマガジンを発行しています。
ぜひ、配信登録を！

【記事の例】(予定)

- 労働基準法をはじめ労働関係の法令や制度の改正ニュース
- 労働関係の各種制度の見直し動向
- 役に立つ各種助成金のご案内
- 人事労務管理関係の講習会・セミナーなどの開催ご案内
- 職場の安全・健康管理に役立つ各種情報
- 効果的な人手不足対策のヒント

配信登録は簡単！(無料です)

方法① 登録ページからの登録

<https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj>



方法② 空メール送信による登録

miyagiroudou@km.moweb.jp



- 記事の内容は主に企業の人事労務担当者、労働安全衛生担当者、経営者の方など向けのものとなっておりますが、現在働いておられる方、就職活動中の学生や社会の方なども役立つ内容となっております。
- 登録後のメール配信は、宮城労働局が契約している miyagiroudou@mygmm.jp より行いますので、携帯会社などの迷惑メール設定で、受信するメールを制限している方は、受信許可メールにこのアドレスを登録してください。
- 定期号を毎月1回配信するほか、臨時号を随時配信します。

宮城労働局のホームページもご覧ください！

- ・労働行政施策全体の動向やお役立ち情報が整理されています。
- ・企業の人事労務管理に生かせる情報や、働く人・働きたい人に役立つ情報が満載。

宮城労働局

検索

宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	29. 10. 1
	772円	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	847円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	28. 12. 15
	872円		29. 12. 15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	798円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	28. 12. 15
	819円		29. 12. 15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	815円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	28. 12. 15
	840円		29. 12. 15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

※ この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。